

積立式期日指定定期預金(エンドレス)型

令和6年10月1日現在

1. 商 品 名	・ 積立式期日指定定期預金（エンドレス型）
2. 販売対象	・ 個人のみ。
3. 期 間	・ 特に積立期間の定めはありません。 - ただし、この預金は、各分割預入毎に預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口毎の自動継続(元利金継続)期日指定定期預金として預入れるものとします。 ・ 満期日は、この預金の全部または分割預入毎について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定をするときは、その1か月前までに通知することが必要です。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 分割預入 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 各分割預入時における期日指定定期預金の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 期日指定定期預金の計算方法を適用します(付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算)。
7. 税 金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約 事項	・ 普通預金等からの自動振替による預入ができます。 ・ マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 A. 6か月未満……………解約日における店頭表示の普通預金利率 B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 ……2年以上利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 ……2年以上利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 ……2年以上利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 ……2年以上利率×90%

11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00～17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます、その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。